

# お知らせ

H27.7.14  
子育て支援課  
(内線3662)

平成26年度の県内の児童虐待相談対応及び  
被措置児童等虐待の状況等について(速報)

平成26年度の

- ① 県児童相談所及び市町で対応した児童虐待の対応件数《別紙1》
- ② 県における被措置児童等虐待の状況等《別紙2》

について取りまとめたので、お知らせします。

## 《別紙 1》

### 平成26年度の県児童相談所及び市町における 児童虐待対応件数について

平成26年度において、県児童相談所及び市町が対応した児童虐待件数を別紙のとおり取りまとめたのでお知らせします。

なお、概要は次のとおりです。

#### 1 県児童相談所における対応件数

県内3か所の児童相談所が対応した件数は、597件で、前年度の565件に比べて32件増加（5.7%増）しました。

○虐待の内容別では、

心理的虐待が270件（45.2%）で最も多く、次いで、身体的虐待が190件（31.8%）、ネグレクトが128件（21.4%）、性的虐待が9件（1.5%）となっています。

○主たる虐待者別では、

実母が329件（55.1%）、実父が212件（35.5%）となっています。

○被虐待児の年齢別では、

小学生が196件（32.8%）、3歳から学齢前が175件（29.3%）、0歳から2歳が145件（24.3%）、となっています。

○一時保護を行った件数は、115件となっています。

#### 2 市町における対応件数

県内20市町に相談のあった件数は526件で、そのうち児童相談所へ送致等せず市町が単独で対応した件数は299件で、前年度の267件に比べて32件増加（12.0%増）しました。

（市町が単独で対応した299件の内訳）

○虐待の内容別では、

ネグレクトが118件（39.5%）次いで身体的虐待が94件（31.4%）心理的虐待が86件（28.8%）となっています。

○主たる虐待者別では、

実母が204件（68.2%）、実父が58件（19.4%）となっています。

○被虐待児の年齢別では、

小学生が102件（34.1%）、3歳から学齢前が90件（30.1%）、0歳から2歳が80件（26.8%）、となっています。

#### 3 県内における相談対応件数

県内の虐待対応件数は、県児童相談所が597件、市町が299件、合計896件で、過去最多となりました。（平成25年度の832件に比べ64件増加（7.1%増））

この背景には、全国的に痛ましい死亡事例が相次ぐ中、児童虐待に対する認識が高まり、地域住民からの積極的な通報に結びついたことが一つの要因と考えられることから、県では、今後とも、児童の安全を確保するために、児童虐待防止対策の強化に取り組んでまいります。

## 《別紙 2》

平成26年度の愛媛県における被措置児童等虐待（子育て支援課所管分）の状況等について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、平成26年度に本県で生じた被措置児童等虐待の状況等について、次のとおり公表します。

### 記

#### 1 被措置児童等虐待の状況

なし

## 《参考》

### 児童福祉法

**第三十三条の十六** 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

### 児童福祉法施行規則

**第三十六条の三十** 法第三十三条の十六 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
  - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
  - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
  - ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
  - ニ 法第十二条の四 に規定する児童を一時保護する施設又は法第三十三条第一項 若しくは第二項 の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

児童相談所における虐待相談対応状況(期間:26.4.1-27.3.31)

1 一時保護件数(委託含む)

21年度	60
22年度	61
23年度	41
24年度	100
25年度	84
26年度	115

2 対応状況

	施設等 入所措置	継続指導	その他	合計
21年度	19	206	47	272
22年度	42	201	69	312
23年度	19	186	18	223
24年度	51	290	38	379
25年度	22	486	57	565
26年度	57	501	39	597

3 相談経路

	家族	親戚	近隣・知 人	児童本人	福祉事務 所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
21年度	18	19	41	2	28	7	2	13	4	88	28	22	272
22年度	31	24	66	2	25	3	2	17	4	83	24	31	312
23年度	25	2	94	2	13	0	0	8	2	49	13	15	223
24年度	38	9	109	5	30	2	0	18	4	91	25	48	379
25年度	46	10	86	2	21	3	0	13	7	294	43	40	565
26年度	40	37	133	4	27	0	0	15	1	250	41	49	597

4 主な虐待者

	実父	義父	実母	義母	その他	計
21年度	76	26	151	2	17	272
22年度	77	38	192	1	4	312
23年度	54	18	149	0	2	223
24年度	117	30	221	0	11	379
25年度	225	54	249	7	30	565
26年度	212	35	329	6	15	597

5 被虐待児の年齢・相談種別

		身体的 虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的 虐待	合計
0~2歳	21年度	28	8	0	10	46
	22年度	22	18	1	7	48
	23年度	17	12	0	31	60
	24年度	36	19	1	34	90
	25年度	28	14	0	80	122
	26年度	34	39	0	72	145
3歳以上 (学齢前 児童)	21年度	20	13	0	13	46
	22年度	35	15	3	16	69
	23年度	10	13	0	23	46
	24年度	25	22	0	41	88
	25年度	43	26	0	80	149
	26年度	52	39	1	83	175
6~12歳 (小学生)	21年度	51	38	2	23	114
	22年度	58	35	1	27	121
	23年度	28	22	0	30	80
	24年度	49	35	1	40	125
	25年度	59	32	1	90	182
	26年度	70	41	5	80	196
13~15歳 (中学生)	21年度	26	18	0	5	49
	22年度	32	7	4	17	60
	23年度	5	4	1	13	23
	24年度	24	14	7	13	58
	25年度	30	12	4	40	86
	26年度	21	5	2	21	49
16~18歳 (高校生 等)	21年度	8	7	0	2	17
	22年度	7	4	0	3	14
	23年度	9	0	2	3	14
	24年度	9	2	2	5	18
	25年度	11	1	3	11	26
	26年度	13	4	1	14	32
合計	21年度	133	84	2	53	272
	22年度	154	79	9	70	312
	23年度	69	51	3	100	223
	24年度	143	92	11	133	379
	25年度	171	85	8	301	565
	26年度	190	128	9	270	597

320件  
(53.6%)

6 児童相談所別対応件数

児童相談所	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
中央児童相談所	137	178	125	241	414	471
東予児童相談所	99	75	59	97	99	83
南予児童相談所	36	59	39	41	52	43
合計	272	312	223	379	565	597

7 養護相談のうち虐待に関する相談対応件数(福祉行政報告例)

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
全国	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932	11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	
県	14	7	7	7	16	93	98	112	124	180	317	317	261	282	334	272	312	223	379	565	597
市町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	127	124	102	180	152	258	251	254	267	299
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	444	385	384	514	424	570	474	633	832	896

※児童福祉法改正により、平成17年度から、住民に身近な窓口として市町も児童家庭相談の対応窓口として位置付けられた。  
※26年度の全国数値は、現在、国において集計作業中。

平成26年度分の市町児童虐待相談受付対応状況票

	※ 児童虐待相談	左の相談経路		（等左記Cのうち児童相談所へ通報した件数） （市町単独で対応した件数）	D欄の内訳 虐待の内容				D欄の内訳 主な虐待者					D欄の内訳 被虐待児の年齢別				
		※ 児童相談所	※ 児童相談所以外		身 体 的 虐 待	ネ グ レ ク ト	性 的 虐 待	心 理 的 虐 待	実 父	義 父	実 母	義 母	そ の 他	0 歳	（3 学 齡 前 児 童） 1 歳 上	（6 小 学 生） 1 歳 上	（13 中 学 生） 1 歳 上	（16 高 校 生 等） 1 歳 上
		A	B		C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
松山市	204	3	201	199	68	56	1	74	35	6	137	4	17	55	67	65	9	3
今治市	72	2	70	10	3	5	0	2	4	1	5	0	0	3	2	3	2	0
宇和島市	31	12	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八幡浜市	44	3	41	22	2	20	0	0	1	4	14	0	3	1	2	10	5	4
新居浜市	43	4	39	13	1	10	0	2	1	0	12	0	0	5	6	2	0	0
西条市	31	6	25	9	0	8	0	1	0	0	9	0	0	3	2	4	0	0
大洲市	27	3	24	7	1	2	0	4	4	0	3	0	0	4	2	1	0	0
伊予市	16	0	16	16	6	10	0	0	4	0	10	0	2	1	3	9	3	0
四国中央市	19	0	19	5	3	2	0	0	0	0	5	0	0	2	1	2	0	0
西予市	10	2	8	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
東温市	8	0	8	8	4	4	0	0	0	0	8	0	0	4	4	0	0	0
上島町	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久万高原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松前町	2	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0
砥部町	2	0	2	2	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0
内子町	11	0	11	3	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0
伊方町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼北町	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛南町	2	0	2	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0
<b>合計</b>	<b>526</b>	<b>35</b>	<b>491</b>	<b>299</b>	<b>94</b>	<b>118</b>	<b>1</b>	<b>86</b>	<b>58</b>	<b>11</b>	<b>204</b>	<b>4</b>	<b>22</b>	<b>80</b>	<b>90</b>	<b>102</b>	<b>20</b>	<b>7</b>
(参考)25年度合計	576	80	496	267	49	99	0	119	50	5	197	1	14	74	100	72	17	4